

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成31年2月7日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市東山区古門前通元町地区建築協定

2 申請者の氏名

高山 敬由

3 建築協定区域

京都市東山区古門前通大和大路東入元町355番地、357番地、357番地の1、358番地、358番地の1から358番地の3まで、539番地の1から539番地の6まで、360番地、360番地の1、360番地の2、361番地、361番地の1から361番地の4まで、362番地、363番地、363番地の2、364番地、366番地、367番地、367番地の1から367番地の7まで、367番地の9、368番地、370番地の1、371番地、371番地の1から371番地の3、372番地の1から372番地の3、373番地、375番地の1から375番地の6まで、376番地、377番地の1、377番地の4、377番地の5、378番地の1、378番地の2、380番地、381番地、381番地の1から381番地の4まで、382番地、382番地の3、382番地の5から382番地の7まで、382番地の9から382番地の11まで、382番地の13、382番地の14、385番地の1、385番地の2、386番地、386番地の1、387番地の1から387番地の3まで、388番地の1、388番地の2、389番地、389番地の2から389番地の6まで、390番地、391番地、391番地の1から391番地の3まで、392番地の3、392番地の17、392番地の18及び392番地の20

4 建築協定区域隣接地

京都市東山区古門前通大和大路東入元町356番地、363番地の1、367番地の8、369番地、370番地、379番地、382番地の1、382番地の2、382

番地の4, 382番地の8, 382番地の12, 392番地の12, 392番地の19  
及び392番地の21

5 建築協定の事項

建築物の用途

6 協定の期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。）

7 認可年月日及び番号

平成31年2月7日付け第13-005号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）